

フランク時代の裁判風景(2)

—王妃離婚訴訟とロタール王国の消滅—

森 義信*

要 約

中央フランクの王ロタール二世は妃ティートベルガを離別し、愛人ヴァルトラーダとの再婚を望んだ。離婚の理由は王妃が世継を産まず、愛人がユグなる男子を出産したことにあ
るが、当時の教会は離婚を原則として禁じていたから、ロタールは王妃が実兄と近親相姦の
罪を犯しているとして告発した。王妃は熱湯神判によっていったんは身の証をたてたが、王
はこれを無効として王国内の司教らを召集して教会会議を開催し、離婚訴訟の審議を委ねた。
この教会会議は、王妃から被疑事実についての自白を引き出し有罪の判定を下すとともに、離
婚を承認した。王は愛人を王宮に迎え入れ、これに加冠した。

この動きに対して、西フランクの大司教ヒンクマルは、キリスト教倫理を擁護する立場
から熱湯神判の結果を尊重してティートベルガの無実を確信し、ロタールの意向を厳しく批
判した。教皇ニコラウス一世も使節を派遣して調査に乗り出し、メッツの教会会議の決定を
無効とし、これに関与した大司教二名を罷免した。教皇はティートベルガの自白を拷問によ
るものと判定し、ロタールにたいして旧状への復帰を命じ、その実現を約束する誓約を求め
た。ロタールはこれに応じたが、まもなくすべての約束を反古にして、愛人との関係を続け
た。教皇はヴァルトラーダを破門とし、王にも破門の警告を発した。教皇ニコラウスは、こ
うした行動のゆえに「最初の神政政治家」と呼ばれている。

しかし、間もなく教皇ニコラウス一世は没し、ロタールは温和な新教皇ハドリアヌス二世
に事態解決の望みを託してローマに赴いたが、その帰路病をえてあえなく生涯をおえた。教
皇の意向はロタールの王国を彼の兄、イタリア皇帝ルイに継承させようとするものであつた
が、シャルル禿頭王とルートヴィヒ・ドイツ人王とはあい謀ってロタールの王国を二分割
したうえで領有してしまった。この離婚訴訟の結果、フランク王国の一体性は最終的に崩壊
し、またこの過程でキリスト教世界の一体性も後景に退いた。

* 大妻女子大学 社会情報学部

1 離婚騒動と王妃の熱湯神判

フランク王国には歴史上他に類例をみない、王国それ自体を王子の数に応じて分割し相続する慣行があった。ルイ敬虔帝の息子たち、ロタール、ルートヴィッヒ（ドイツ人王）およびシャルル（禿頭王）の三人は、ヴェルダン条約を締結してフランク王国を三分割した。ロタールは皇帝位に即くとともに、三分国のひとつ、北海からブルグンドを経てイタリアにいたる中央王国を継承した。そのロタールが855年9月に死去すると、その分国はかねて定められていたとおり、皇帝の三人の遺児たちによって分割相続された。すなわち長子ルイ二世は皇帝の称号とイタリアを継承し、次男ロタール二世は、フリースランドからラングル平原にいたる、アーヘンを首邑とする地域—中央フランキア—を相続した。そして三男シャルルは、レマン湖から地中海にいたるブルグンドとプロヴァンスの地域を得たから、フランク王国じたいはドイツ人王と禿頭王の分国を勘定に入れば、五つに分かれた格好である。

ロタール二世はフランク分国王として855年から869年まで在位したが、父王死去の直後に、17歳という年齢¹⁾で、名門貴族でブルグンドの伯 Boso の娘 Thietberga と結婚した。ティートベルガは、王妃に相応しい有力な貴族門閥に属する女性であり、兄に父と同名のイタリア伯ボソや聖モーリス・アン・ヴァレ修道院の俗人院長 Hugbert があった²⁾。ところが、王妃との折り合いが悪かったのであろうか、ロタールは結婚後わずか二年前後しかたっていない857年、この婚姻の解消を望むとともに、Waldrada³⁾なる女性との再婚を切望するようになったという。婚姻解消の表立った理由は、ティートベルガがこの間不妊であったことと、結婚以前から深い関係にあったヴァルトラーダとの間に Hugo なる男子を得たことにあるといわれている。

しかしながら、当時キリスト教会は婚姻の永続性を保つため、離婚の条件を極端に制限し始めており、また、すでに教会法の影響もあって相続にかかわる法観念も厳しさを増していたから、畜妾は禁じられていたうえ、嫡出子にあらざる男子の

相続も当然のことながら困難とされていた。まして正妻を離縁しようというのであれば、法的な意味での科が妻になければならないとされていたのである。そこでロタールは、王妃が実兄フークベルトと近親相姦⁴⁾をなし、あるいは獣姦をなしたなど、妻の性的な犯罪をさまざまな形でしてあげ、告発するとともに、857年、ティートベルガとの離別を強行し、ヴァルトラーダを王宮に迎え入れた。ティートベルガにしてみれば、結婚後わずかな年月しかたっていないのであるから、石女と言われるのは納得がいかなかったであろうし、近親相姦があったとする嫌疑にいたっては、言い掛り以外のなにものでもなく、怒り心頭に発していたであろうと想像される。実兄のフークベルトもまたこれを機にロタールに対して反逆的行動に出たが、これもまた当然の行為であったと言わなければならない⁵⁾。

ティートベルガは、かくして、司教らの進言と王の承認のもとで、熱湯審に身を委ねることによって被疑事実を晴らそうとし、家臣のひとりを代理人に立ててこれに勝訴したという⁶⁾。ロタールの家臣のなかにはこの神判の結果にもとづいて王を諫め、王妃との繕りを戻すよう強く進言する者があり、翌年ロタールはやむなくティートベルガを再度王宮に受け入れたという次第である。ロタールの叔父シャルル禿頭王の側近にあったランスの大司教ヒンクマルも、「ロタール王とティートベルガ妃の離婚について」⁷⁾という論文のなかで、ティートベルガの無罪を立証したこの熱湯審判を支持するむねの見解を表明している。ティートベルガにとってみれば、ヒンクマルは夫の叔父にあたる禿頭王の側近であり、しかもローマ教皇の信任も篤かった人物であっただけに、なんとも心強い味方が現われたと思われたに相違ない。

しかるに、ロタールは王妃を呼び戻しはしたが、妃を王宮内の一室に幽閉し、ヴァルトラーダとの関係を続けたという⁸⁾。ロタールとしては、父王から相続した王国をなんとかして息子ユークに継承させたい思いに駆られていたから、神判の結果だけで離婚を諦めてしまうようなことはなかった。王は別の形で離婚と再婚の許しを得なければ、ヴァ

ルトラーダとの間に生まれたユークを嫡男として認めてもらうこともできず、王国の継承者もえられないことになる。ましてや、ロタールの二人の叔父、東フランクのドイツ人王と西フランクの禿頭王は、甥の王国を併呑しようと虎視眈眈とその機会を狙っていたのである。ロタールの離婚騒ぎは、それゆえ、世継ぎをえて王国の独立を維持しようとする、王の立場にあるものとしては、しごく当たり前の行動であったとしてよかろう。王はこの離婚と再婚を首尾よく運ぶためには、叔父たちの自分に対する感情を和らげ、周囲の政治状況を好転させておく必要を感じ、まず、857年サン・カンタンにおいて西フランク王国の禿頭王との間に盟約関係を取り決め、翌年には侵入と掠奪とを繰り返すノルマン人との戦闘に苦しむ禿頭王に、援軍を送っている。ロタールは、また、858年から860年にかけて、東西両フランク王国の叔父たちの間を仲介し、自分の兄、皇帝ルイ二世には義兄フークベルトに委ねてあった地域を割譲し、さらに実弟、プロヴァンスのシャルルにはブルグンドのアルプス地域を与えて支持を取りつけようと努めたのであった⁹⁾。

2-(1) ロタール王国の教会会議の判定

ロタールは己れの離婚問題についての審議を王国内の司教会議に委ねるまえに、次のような布石を打ったとされている。王は愛人ヴァルトラーダの小父で当時ケルンの大司祭であった Gunther をケルンの司教職につけ、離婚がうまくいけば彼の姪を王妃に迎えるとの確約を与える。グンターは王の意を体して、まずトリーアの司教 Thietgaud を訪ね、この件についての審議を行なうべき教会会議(裁判)を開催するよう要望した。『レギノ年代記』の記述によれば、この大司教は神学、カノン法に精通していない純朴な人柄であり、新旧の聖書から若干の篇句を引いて、離婚の正当性を確信したようである¹⁰⁾。

ロタールはまた、イタリアに皇帝ルイを訪問した際、妻の近親相姦の嫌疑についてのより詳細な事実をつかみ、このことを理由に、さきの神判は真実を明らかにしてはいないとして860年初め、ロ

タール王国内の聖職者だけを召集してメッツに教会会議を開催した¹¹⁾。年代記の記述によれば、ここでの教会裁判の様子は次のようなものであった。カノン法の定めにしたがって、召喚されたティートベルガは法廷の中央に立ち、原告のロタール側は書証とともに証人を出廷させ(*testes producunt unum cum scriptis*), ティートベルガが実兄フークベルトとの相姦というきわめて重い罪を犯したことを証明しようとした。この際、ティートベルガは自白を強要されたが、これを拒否したため、暴行を加えられたという。彼女はこれに嫌気がさしたのか修道院への隠遁を求め、司教らはこれを認めるとともに、ロタールの離婚を正式に承認したという。年代記によってはティートベルガが罪を告白し被疑事実を認めたとしているものもある¹²⁾。

この年アーヘンで二度目の王国集会および教会会議が開催され、ティートベルガは公けの場で被疑事実についての自白をし、これを記した文書も提出された。ロタールはこの文書の提出を強要した事実のないことを闡明し、他方ティートベルガが俗人信徒や友人に秘かに洩らしたところによれば、自分に対してあらゆる暴行を止めて、自分の無実を完全に保障してくれるならば、彼女の自白がまったくの自由意志にもとづいたものであったとしてもよい、というものであった。拷問による自白であったことは明らかであるが、教会会議の判決はティートベルガに王からの離別と贖罪金の支払いを命じ、あわせて以降の再婚の禁止と修道院への隠遁を命じるものであった¹³⁾。

かくしてロタールの念願はかなえられ、他方ティートベルガはただちに兄フークベルトの居るシャルル禿頭王の王国に逃れた。兄妹は自白が強制されたものであり、ティートベルガが無実である旨の訴えを教皇あてにおこなっている。『クサンテン年代記』には、「リプアリアの王ロタールは、聖職者フークベルトの妹で適法なる妻を正当な理由なしに離別した。王妃はこの年のうちに上記の兄のもとに身を寄せた。王はしかし、妻を去らせる原因となった愛人と公然と交渉をもっている」と述べられている¹⁴⁾。

861年になるとロタールは第二の攻勢をかける。

この年の4月にアーヘンで教会会議が開催され、ロタールはここに一通の訴状(libellus proclamationis)を提出する。この書状のなかで王は、自分が忠誠心のない取巻きの奸計によってティートベルガと結婚させられたこと、また、仮に王妃が夫婦の寢床に相応しい女性でありさえすれば、あるいは彼女自身の口からでた自白によって公けの場で判明した近親相姦という、あの忌まわしい恥辱に彼女がまみれてさえいなければ、王はティートベルガを身近かに置きもしようが、そうではない以上、先のメッツ・アーヘンにおける教会裁判所の審理結果にもとづいて、自分たち夫婦が離別されるべきである、ということをや切に訴えている。王はまた、自分の状態が性的な欲望を抑制する限度を越えているがゆえに、結婚のきずななしには若き熱情を発散させることはできないとし、ヴァルトラーダとの結婚の承認をもつよく求めている。

アーヘンの教会会議はこれをうけて、ティートベルガの自白が自由意志にもとづいてなされたことを認定したうえで、この自白を根拠としてロタールの主張を認めた。ロタールはこの判定をうけて教皇庁に二人の伯を送り、ロタール王国の聖職者らの決定を教皇が承認してくれるよう懇願させた。ロタールはしかし、教皇の返答を待たずに、862年ティートベルガとの離別とヴァルトラーダとの結婚、後者への加冠を実行に移した。『レギノ年代記』には、ロタールの王宮に入ったヴァルトラーダがたくさんの従者に取り囲まれて公式の場に姿を現わし、王妃として振る舞った、とある¹⁵⁾。

また、『ペルティニアヌス年代記』の862年の項には、ロタールの小父でアルザスの伯LiutfridとWaltariusがこの離婚の一件でロタールに協力的であったほか、「前代未聞のこと」としながら、ロタールの王国の司教ら若干名が離婚に同意を与えたと述べられている。ロタールの「友人ら」の多くはなお遺憾の意、反対の意志を表明しており、シャルル禿頭王もまた、ロタールの行為に批判的であり、これを理由として甥との提携を拒んだとされている¹⁶⁾。さはさりながら、ロタールは王国内の大司教や司教らを動かして、ほぼ意向どおりの結論を得た模様である。

2-(2) 教皇ニコラウス一世の介入

西フランクのシャルル禿頭王のもとに逃れたティートベルガは、ランスの大司教ヒンクマルの助力をもえて、先の自白をひるがえし、また実兄のフークベルトも教皇ニコラウス一世(858-867)に、この一件についての一部始終を訴え出た。離婚をめぐる争いはここにいたって泥沼化の様相を呈しはじめた。教皇庁は、862年、ロタールの離婚と再婚が「教会法と世俗の法に反している(contraleges ecclesiasticas et mundanas)」疑いを審理するために、大司教RadualdとJohannesの二人を教皇使節としてロタール王国に派遣してよこした。この兩名の主催で6月中旬にメッツで教会会議が開かれ、東西フランク王国やプロヴァンス、ロタール王国の司教らが出席した。この席上ロタールは「王国の司教らが普遍的な教会会議で決定したこと以外なにもしていない」、「ティートベルガの自白が自由意志に基づいていることは万人が証言するであろう」と言い張り、審議は埒があかない。また、ロタールは父王がヴァルトラーダを自分にあてがったこと、両親の同意があって結ばれたことを主張し、こちらのほうこそ正式な夫婦であるとしてまで言い張る¹⁷⁾。そうこうするうちに、ふたりの教皇使節は、酒色金品で攻勢をかけたロタールに買収されてしまい、単に当地の大司教トイトガウトとグンターをローマ教皇庁へ派遣するようとの進言をロタールあてにしたにとどまったとある¹⁸⁾。こうして、教皇使節も出席したこのメッツ教会会議において、ロタールとヴァルトラーダとの結合は以前から完全な「ムント婚」であり、他方ティートベルガとの結婚は無効であったとする解釈が示されることとなった。ロタールの目論みはまんまと成功したかに見えた。大司教トイトガウトとグンターはこの決定を教皇に認可してもらおうべく、勇躍ローマに赴いたのであった。

しかし、ロタールを取り巻く人々は、教皇ニコラウス一世の性格と権威を誤って認識していたようである。教皇はローマの聖ペトルス教会で開催した863年の教会会議において、ロタール側から提出された書状を審査し、そのうえでロタールを「王

の名に値するか否かはなはだ疑わしき不埒者」で、「肉体的な欲望を自制するのではなく、ふたりの妻をもつ罪を犯した」として厳しく非難している。教皇はまた、かつておこなわれたアンチオキアやニケーアの教会会議の議決を根拠として、メッツ教会会議の決定を無効とし、上記二名の大司教を、ロタールの企みに加担しこれを幫助した罪で罷免し、共犯のロタール王国内の司教たちをも破門をもって威嚇した¹⁹⁾。

864年にケルンにもどった大司教グンターは、教皇の決定に反してミサを催し塗油をおこなうという挙にでたが、教皇の予想外に強硬な態度に怖れをなしたロタールは、他の司教らの働きかけもあって、グンターの司教職を免じ、それをシャルルの小父コンラートの息子 Hugo に与えた。王国内の司教らは教皇庁にむけて悔悛の心情を訴える書状をもたせた使節を送り、ロタールもシュトラスブルクの司教 Ratold を、弁明の書をもたせてローマに送った。教皇庁はこれをうけて、ロタール王国内の司教らに宥しを与えたという²⁰⁾。

ところでティートベルガの実兄フークベルトは、『レギノ年代記』によれば、実妹離縁の一件が表面化した857年以降、ロタールにたいして反抗を繰り返してきたという。フークベルトは盗賊の一団を糾合して掠奪をおこない、あるいはロタールから受領していた領地に居住するロタールの家臣らを殺害したり追い立てたりし、耕地や家屋を奪っては己れの一族に分与していた。この敵対的な行いを懲罰すべく、ロタールは再三軍隊をフークベルトに向けて発したが、ユラ山脈とサン・ベルナル峠のあいだの峻険な地形のせいもあって、この傲岸なる振る舞いを鎮めることはできなかったという。ロタールはこのようなこともあって、フークベルトに委ねてあった地域を自分の兄、イタリアの皇帝ルイ二世に割譲し、皇帝はこれを西フランクのヴェルフェン家のコンラート伯に封として与えている。フークベルトの反抗は、864年にこのコンラートの息子たちによってオルベ城近郊で最終的に鎮圧され、フークベルトは戦いのさなか非業の死をとげたと伝えられている²¹⁾。

2-(3) 教皇使節による調停

865年教皇ニコラウスは、オルテの司教 Arsenius をロタール王国に派遣し、王がティートベルガを正妻として再び迎え入れるのでなければ王を破門すると警告した。ロタールは教皇使節アルセニウスの面前で、ティートベルガを正妻として扱い、以後いっさい別の女性を王宮内に入れないという趣旨の誓約をし、これを書状にしたためた。これにはロタールの王国の伯六名、封臣六名の計十二名が共同宣誓し、またロタール王国の大司教四名、司教四名、皇帝ルイの司祭にして使節一名、シャルル禿頭王の王国から司教二名の同席があり、ロタールと共同宣誓者の誓約の証人となった。このほか、誓約書に明記されなかった多数の貴頭の士 (nobilitium virorum multitudinem populi) が参列し、これを見守ったとある²²⁾。こうしてティートベルガはロタールの手に引き渡された。ヴァルトラーダはこの際、自らの釈明をなし、また教皇の吟味を受けるためにローマに旅だつよう命じられた。866年の2月ローマに着いたヴァルトラーダは、教皇らの審問を受けたのち、破門を言い渡され、失意のうちにロタールの王国に戻った²³⁾。いっぽうロタールは、誓約にしたがってティートベルガを王宮に連れ戻しはしたが、その扱いは残忍をきわめたらしく、身の危険を感じたティートベルガは再びシャルル禿頭王のもとに逃れている²⁴⁾。

ロタールはまもなく、誓約を反古にし王国内有力者らの共同宣誓をも意に介さず、イタリアから戻ってきたヴァルトラーダと密かに通じあっていた。そればかりか、王は性懲りもなく離婚と再婚を画策しだしたから、これはまもなく教皇の知るところとなった。教皇はヴァルトラーダおよび彼女を支援・後援した者、協力者の破門を西側キリスト教世界に広く知らしめる回状を発し、あわせてシャルル禿頭王宛てに書状を送っている。

それによると、ロタールはあらたに王国集會を開催してティートベルガを審問し裁判にかけよう (examine proprio et iudicio subicere meditatur) としており、またこの裁判で有罪の判決が得られなければ、ティートベルガを別の姦通罪のかどで

訴え、ロタール、ティートベルガ双方から代闘者一名ずつをだして決闘させ(*pro hominem suum et homidem Thietbirgae ad monomachiam impellere*), 王妃側が破ればティートベルガを遅滞なく殺害しようとしているというものであった。しかるに教皇側はこれが「神の法に反する(*divinae legi contraria*)」ばかりか、一事不再理の原則にも反するとしている。すなわち、すでに教会裁判所で相応の判決は得られているし、ロタールによる誓約もなされている²⁵⁾、そのうえ教会裁判所より上位の法的権威は存在しない、またティートベルガ自身が教会に保護を求め教会の裁判を常に要求してきているのであるから、世俗の裁判権には服すべきではない(*ecclesiasticum iudicium semper expens, submitti non debet seculari iudicio*) というのが、その理由である。教皇庁としては、仮に再審がおこなわれるとしても、それは成り行き上教会の法廷をおいてなく、しかもその場所はティートベルガがロタールの権力下に置かれず、肉親との自由な行き来が可能で、暴行・脅迫などの恐れなく証人を用意でき、その他裁判に必要な人物をえられる所でなければならない、としている。教皇庁のティートベルガ擁護の立場は微動だにしない²⁶⁾。

教皇ニコラウスはまた、ロタール宛てにも書状を送り、醜聞が耳に入ったことを述べてロタールを非難し、ティートベルガの自白が強制されたものであること、「汝はティートベルガの死後といえども、またいかなる法や定めによってもヴァルトラーダを妻として迎え入れることはできない」と断固として言い切る。教皇はあわせてヴァルトラーダの破門を広く知らせたことにも言及し、同じ罰を受けることなきやう、王を諫めてもいる²⁷⁾。

3-(1) 新教皇による再審理とロタールの死

ロタールの離婚問題に教皇が介入するころには、この一件は政治問題化し、周辺諸国の叔父たちや兄弟も、それぞれ複雑な動きを示している。ティートベルガが西フランクの禿頭王のもとに逃れると、ロタールはこともあろうに、東フランクの叔父ドイツ人王との間に、エルザス地方の割譲を条件と

する同盟関係を締結し、両者は861年にルミエルモン修道院で会見している。それにもかかわらず862年にメッツで教会会議が開催されているとき、禿頭王とドイツ人王はロタールにとっては脅威となるであろう同盟関係を構築し、ロタール亡き後のロートリンゲンの分割を約している。

867年に教皇はルートヴィヒ・ドイツ人王に宛てて一通の書状を書き送っているが、それは、ロタールがヴァルトラーダをローマによこし、ティートベルガを正妻として扱い、グンターとトイトガウト罷免後のケルンとトリーアの大同教の後任をカノン法に則って選出することの三点を満たさないかぎり、ロタールがローマに詣でることを禁ずるというものであった。教皇は東フランクの叔父の圧力を借りて、ロタールに種々の誓約事項の遂行を迫ったというべきであろう²⁸⁾。かくしてロタールは自らイタリアに赴く決意を固め、ヴァルトラーダとの間に生まれたユークにエルザスの太公領を与えることと、ローマへの旅行の間、彼の王国をすべて長兄ルイに委ねることとした。ルイも教皇宛ての書状をしたため、弟のロタールが教皇の命に恭順を誓うであろうことを申し添え、熱心な執り成しを行なっている²⁹⁾。

他方ティートベルガは、ロタールのあまりの執念に呆れ果てたのか、ほとんど疲れ果てたのか、王妃の座を退いてひとりひっそりと暮したいという希望をもつようになったと、『レギノ年代記』の866年の項には書かれてある。その翌年であろうか、ロタールはティートベルガを教皇のもとに送り、彼女の口から離婚を願い出させたが、教皇は夫のもとに戻るよう命ずるばかりであったという³⁰⁾。そうこうするうちに、教皇ニコラウス一世は867年11月に忽然としてこの世を去った。新しい教皇ハドリアヌス二世(867-872)は、ロタールにとっては幸いなことに、温和な性格の人物であり、まもなくヴァルトラーダの破門が解かれた³¹⁾。また皇帝ルイの妃エンゲルベルガの熱心な執り成しもあって、新教皇はベネヴェントに赴いてロタールにミサを施し、聖餐を与えることとなった。それは、ロタールがヴァルトラーダの破門以降、彼女との共同生活、肉体的関係、会話すらもいっさい行なってい

ないとの確言ののちに、なされた³⁹。869年、ロタールはモンテ・カッシーノにおいて新教皇から聖体拝領を受けたが、『ベルティニアヌス年代記』はこのときのロタールの態度を、「見せかけだけの良心と恥知らずな厚顔さ」と手厳しく非難している。ロタールはこの後、教皇につき従ってローマに入り、教皇との聖餐³⁹に加わった。新教皇は、翌年の3月ローマで教会会議を開催し、この件を再審議することを提案し、ロタールはその再審査に望みを託す一方、ハドリアヌス教皇に、ヴァルトラーダとの離別とティートベルガの受け入れを確約して帰路に着いた。

ところが、ロタールは帰国途上、家臣(*optimatus*)と子ども命を失うこととなる(869年8月)。一説にはマラリアが原因であったとされるが、当世人々はこれを神罰が下ったのだと言いたてた。『クサンテン年代記』も、聖書の「ローマ人への手紙」や「ヘブル人への手紙」からの思わせぶりな引用をおこない、神罰であったことを強調している。ロタールらの遺体はケルンに運ばれて埋葬されたという³⁹。あとに遺された二人の女性のうち、ティートベルガはメッツにある聖グロデジント修道院に身を寄せ、ヴァルトラーダはルミエルモンで修道女となった。遺児ユークはわずかな従者とともに、父王ロタールの王国から姿を消した。

3-(2) 王国の命運

ロタール王は生前、息子のユークを嫡男としてこれに王国を相続させるべく、兄のイタリア皇帝シャルルに同意を取りつけ、またシャルル禿頭王およびルートヴィッヒ・ドイツ人王との盟約をもとめてもいた。ロタールはこのために、皇帝ルイにジュネーヴ、ローザンヌ、シノンを、ドイツ人王にエルザス地方を割譲したことがあったほどである。しかるに、ロタールの死の時点では、863年の教会会議の決定がそのまま効力を持ちつづけており、息子ユークは非嫡出のまま相続権を認められてはいなかった。ロタールが長年にわたって追求してきた目的はついにかなえられなかったのである。

ロタールの死後、その王国の相続が問題化した

のはいうまでもない。教皇ハドリアヌスは、ロタールの王国が滅亡すべきものにあらずとの立場から、相続法に照らして、イタリアの皇帝ルイがこれを継承すべしとの声明を発している³⁹。たしかに彼の王国は、法的にみれば、長兄ルイ二世に帰属するはずであった。そもそも863年に末弟プロヴァンスのシャルルが後継者のないまま没したとき、長兄ルイがプロヴァンスを、ロタールがブルグンドのリオン公領をそれぞれ分割相続していた。この慣行からして、三人兄弟のうちの二人目が早世したこの度のケースでは、ロタールの遺領のすべては、息子ユークでないとするれば、長兄ルイの手元に統一されるのが筋というものであった。

しかるにイタリアの皇帝ルイは、イスラムの度重なる襲撃に対する防戦に追われ、ビザンツ帝国との外交交渉にも没頭していたから、ロタールの遺言やローマ教皇庁の意向にもかかわらず、ロタール王国の継承を主張し実行するだけの余裕というものがあるでなかった³⁹。それにいまひとつ、皇帝ルイにも女兒がひとり居きりで、自身の王国の継承問題についても、いまだ光明を見出せないでいたのである。

ロタールの二人の叔父たちは868年にメッツで会合し、ロタールのみならずイタリアのルイの所領をも、将来均等に分割支配することで意見の一致をみていたという。これにもとづいて、叔父たちがこの継承問題に介入してきた。まず西フランクの禿頭王が、ロタールの死後ただちに侵攻を開始し、メッツでヒンクマルによる聖別をへてロートリングンの王位に即いたのち、かつてのロタール王国の首邑アーヘンに軍を進めた。ドイツ人王は病のためもあって行動を開始していなかったが、アーヘン、メッツ近辺の人々が禿頭王を支持すること少なしとみて、870年自軍をロートリングンに進めた。両軍激突の寸前に和議がなあって、甥ロタールの王国は二人の叔父によって平等に分割されることとなった。これが世にいうメルセン条約であり、これによって、まずロタール王国の西半はシャルル禿頭王に、東は同じくルートヴィッヒ・ドイツ人王へと分割され、こうしてロタール王国は消滅したのである³⁹。

ロタールの忘れ形見ユークは、その後880年ころに歴史の舞台に再登場し、西フランク王国の混乱に乗じてロートリングンの領有権を主張し、フリースラントに居住していたデーン人のGodofridと手を組んで一時勢力をふるった。彼は、885年に捕えられ扶眼の刑に処されて拘禁されたという³⁸⁾。

4 神判についての史料証言

中世の裁判においては、被告・被疑者の側に無罪証明の責任があり、それは書面による証拠または職権的証人訊問を含む証人調べ、あるいは宣誓ないし雪冤宣誓、さらには神判による無罪証明の方法によってなされるべきものとされていた³⁹⁾。このうち最初に挙げた書証についていえば、識字率がきわめて低く、証書や証文の書き手が聖職者に限られていた時代、証文や書き付けへの信用・信頼感は、そもそも希薄であり、文字の証拠能力は十分に認識されていなかった⁴⁰⁾。『サリカ法典』には書証への言及は一ヶ所あるだけであり、訴訟における証拠ないし証明が問題になる場合は、大半が宣誓ないし証人による口頭証明を意味している⁴¹⁾。前稿⁴²⁾ですでにみたように、フランク時代には証人が多数在廷している訴訟ケースや職権的証人訊問のケースは多々存在する。しかし、証人となりうる者の経済的資格や人望、品格といった点については種々の制限があり、また事件の性格によって法廷に出頭させるべき証人の数にも決まりがあった。そのために、初期中世社会にあっては必要とされた証人の数を揃えられない場合がしばしばあったようであり、その際には神判への移行がみられたのである⁴³⁾。

もちろん、だからといって神判が盛行をきわめていたと考えるはならない。それは神判があくまでも補助的な手段であったからである。R.コルマンによれば、『サリカ法典』においては、証人にかんする記述と神判への言及の比率は六対一であるという⁴⁴⁾。『サリカ協約』には「何人も訴追されて自分を無罪とする証人が真に存在せず、湯釜で自分の潔白を証明する必要がある場合」の規定があり、『リプアリア法典』においても「自由人が宣誓補助者を見出せない場合には、火審または籤審に

より身の潔白を証明すべく努めるべし」との規定がある⁴⁵⁾。カロリング時代の勅令もまた「……仮に信用ある証人によって被疑者の有罪を証明できない場合、彼らを神判にかけて釈放か有罪かを審理せよ」⁴⁶⁾と定めている。法典や勅令の規定によれば、口頭による証明、つまり証人による証言や宣誓補助人がえられない場合にかぎり、神判が用いられるべきであるとの原則がみられるのである。

こうした熱湯審についての史料がいまひとつ、フランク時代の「様式文例」として残されており、それによると、熱湯審はまず「窃盗・性犯罪・姦通あるいはこれに類する事犯に関して訊問され、伯・領主・ないしその代理人に対して自白を拒む場合」に、とられるべき訴訟手続きであるとされている⁴⁷⁾。ティートベルガの事例はまさにこの範疇に属するものであり、事の性格上、無実を証明することはきわめて困難であった。彼女は司教らの進言により神盟裁判にもちこみ、代理人を立ててではあったが身の証を立てることに成功したのである。同じ「様式文例」に詳述されている熱湯審の実施手順によると、熱湯審を執り行うのは司祭であり、彼は左手に聖油・聖遺物・聖餐用の杯と皿とともに、聖なる福音書を抱え持つ。司祭は公衆の見守るなか、教会の門前の地面に印をつけ、湯を煮え立ぎらせる掛け釜に火が点火される場所を示す。司祭は祈りによって、煮え立ぎる湯を淨め、その熱湯が「罪を懲らしめ、無垢の人間には危害を加えず放免」するよう、また全能の神が「この審査について、邪悪さが裁きに勝らず、虚偽が真実に屈服するよう」祈願する。つづいて司祭は、釜ないし深鍋の内側、外側、周りを没薬で燻蒸し、「主の御名を唱えることによって、求めらるべき真実が、主の審判によって明らかにされ得ますよう」祈る。このあと被告は手を石鹼で洗ったのち、深鍋ないし釜に手を差し入れ、しかるのちに包帯を巻く、とある⁴⁸⁾。

先にみた史料には、ティートベルガが司教らの勧めもあって熱湯審に代理人を立てたとあり、世俗の有力者らはその結果を判定して無実を確認し、王ロタールに王妃との復縁を進言したのであった。隣国西フランク王国でも、シャルル禿頭王の有力

な政治的取り巻きの一人、ランスのヒンクマルが「離婚論」において、ティートベルガによる神判の結果を擁護する論陣をはった。ヒンクマルはまず、原則論として「正式に結ばれた婚姻はいかなる理由によろうとも解消できない。ただし一致した霊的別離（夫婦が同時に聖界に入る決心をする場合）と、確実に告白ないし公然たる証拠によって肉体的姦淫が証明される場合は別である。…それ以外の場合は、夫は妻を捨ててはならない」としている。そのうえでヒンクマルはティートベルガの熱湯審に言及し、「世間では、熱湯、冷水または熱鉄による証明は何らの権威も信頼性もなく、そこには人間の意図的な発明がある」とか「しばしば魔術の仕業によって、極めて馬鹿げたことが真実の座を与えられているので信ずるべきではない」とか言われているが、熱湯・熱鉄・熱鋤など非常に熱い物に触れて自然に生じる結果には、神意が介在している、と主張している。彼によれば、神は罪なき者を保護するために介入するにちがいない、というのである。「正しい者が傷つかずに救われ、邪悪と宣告された者が罰せられる熱湯神判」は、神が教会に許したものであり信じても良いものだとも述べている⁴⁹⁾。

しかるに、教皇庁はかかる神盟裁判に対しては批判的であり、したがってロタールが企図したとされる決闘審に対しても、教皇ニコラウスは特にはっきりと「神の法に反する」との態度を表明している⁵⁰⁾。またリヨンの大司教アゴバルトをはじめとして、当時の聖職者のなかには神判を批判する者が多く、ニコラウス1世の次の教皇ステファヌス5世(885-891)も、神盟裁判を否定する明快な論を提出していた⁵¹⁾。こうした雰囲気の中にあって、当代きっての神学者でもあるヒンクマルが神盟裁判擁護論を展開したのは、一見すると奇妙であるが、そこには政治的な意図が見え隠れしており、その真意は明白である。司教はティートベルガの神盟裁判を支持することで、逆にロタールの悲願を断念、挫折させ、パトロンたる禿頭王の利益誘導をはかろうとしたのである。ティートベルガの神判をめぐる議論や教皇による介入と強権の発動は、ロタール王国の存続の可否という、す

ぐれて政治的な事柄の命運を決定することになったのである。

5-(1) 離婚をめぐる部族的伝統とキリスト教会

ローマ法では、離婚は「なんらの法律行為でもなく、事実上の私的な一過程」として扱われており、また、離婚は元来「確定的な原因にも拘束されず、また裁判による統制にも服しない」ものである。離婚の自由は、古典期末までは不可侵であり、それゆえ相互の同意による離婚が自由であるほか、妻が姦通あるいは他の重大な違反を犯した場合、夫が一方的に妻を離別できたのである。古典期後のローマ社会では、キリスト教的な教義の影響のもとで、離婚をめぐる事情が大きく変わりはじめる。教会は婚姻を解消不可能なものと言明し、この影響を多少ともうけた皇帝の勅法は、一定の理由にもとづく離婚のみを許し、理由のない離婚に罰則をもうけるにいたる。そうした勅法によれば、妻が姦通を犯すか、魔術を行使するか、売春の取り持ちをおこなった場合、夫の側からの離婚宣告が無条件で認められている。これに反して、妻の側からの離婚の申し立ては、夫たるものが殺人を犯すか、降霊術をおこなったり墓荒らしを行ったりしたことを証明できた場合に限られていた⁵²⁾。

ゲルマン人の法観念の世界でも、結婚と離婚は私的な事柄に属しており、たとえば妻が姦通を犯した場合、夫にはこれに制裁を加え離別する権限が委ねられていた⁵³⁾。したがって、離婚問題に公権力が関与している例はあまり見当らないのであるが、唯一ブルグンド族の「グンドバド王法典」が離婚についての規定を含んでいる。そこでは、妻はいかなる場合にも、離婚の申し立てを認められず、もしこれをした場合には湖沼での溺殺刑に処されることとされている。他方、夫は、妻が姦通、魔術、墓荒らしのうち一つを犯したことを証明すれば、自由に離別できたし、かりに証明ができない場合でも、家財一式を置いたままの家屋を妻子に委ねて家を出れば、離別できるとされている。ブルグンドの法典はまた、夫が結婚時に支払った額

と同額の金銭を支払い、かつ罰金として12ソリドゥスを支払えば、理由がなくとも妻を離別できるとしている⁵⁴⁾。

メロヴィング朝の諸王は、離婚と再婚を繰り返したり、同時に複数の妻を有したり、正妻のほかにこれまた複数の愛妾をもっていたのであり、一夫多妻がいわばノーマルな状態であったとさえいえる⁵⁵⁾。この時代、この王国内にあるキリスト教会は、王族はもとより一般の人々の結婚や離婚についての、ルールやタブーを積極的に打ち出した形跡はなく、この分野では世俗の法慣習がなお支配的であったといつてよい。ところが、カロリング時代になると様相は一変する。国王ピピンは、教会会議の決議や聖ボニファティウスの進言に基づいて、血族の範囲を七親等にまで拡大するとともに、その範囲内の婚姻を近親結婚として固く禁じ、婚儀が公けに執り行われることを求めている⁵⁶⁾。この範囲指定は、しかし、義理の兄弟姉妹や舅・姑など、本来の血縁関係をはるかに越えるものであったから、多くの問題をのちに引き起こすものとなる。カルル大帝は789年、離婚したものが再婚することを禁じ、796年には不倫を夫婦の絆を解消する理由にしてはならないと宣告し、ルイ敬虔帝は同様の趣旨にそって、不倫が原因で離婚した者は再婚できないという形で結婚の解消に制約を加えている⁵⁷⁾。

九世紀も後半になると、キリスト教会は、近親結婚は別として、それ以外のいかなる理由があろうとも、結婚は解消できないとの立場を強力に打ち出していく。「妻が不妊であっても、色香が失せて年老いても、また不潔で酒飲みで、陰気くさくて淫蕩で、見栄っぱりで食い意地がはっており、移り気で口喧しく、人を傷つける言葉を平気で口にするとする女になっても、……男は自由の身であったときに、自由な意志にもとづいて夫婦の約束をしたのであるから、[妻を離別してはならないの]である」⁵⁸⁾。婚姻の永続性を保とうとするキリスト教会の姿勢は強硬であり、それがいかに非現実的なものであろうとも、妥協を許さぬものがあった。

5-(2) 教会会議の裁判権と本件訴訟の歴史的意義

ロタールの離婚問題は教皇ニコラウス一世の介入を許した時点で、すでに解決の目処を見出せぬ泥沼に陥ったといえる。ニコラウス一世は、教会史のうえでは、教皇の絶対不可侵性と無制限の優位性を主張して、東ローマ帝国とは逆の、教会を国家の上位に置く、いわゆる教会—国家主義を掲げたテオクラートと評されている。ロタール二世の離婚問題に対する干渉は、そうした彼の主義・主張の具体的なあらわれとみることができ、すでにみたように、王は教皇の意に従わざるをえなかった。教皇庁はロタール王国の司教らによる会議を「教会会議 Sinodus」とは見做さず、その決定を覆す権限を行使したうえ、フランク王国全域からの聖職者の出席を求めた教会会議の召集を公告した⁵⁹⁾。真の教会会議を開催できるのは教皇をおいてないとの立場を鮮明にするとともに、他方教皇は教皇使節として派遣した聖職者を職務怠慢を理由として厳罰に処し、ロタール王国の大司教二名を罷免するなど、大司教や司教らを裁く権限をも行使している。ニコラウスは、教皇による裁定が最上級審であるとの見解を打ち出し、それを結果的に現実のものとしたのであり⁶⁰⁾、この限りでいえば、キリスト教世界としてのフランク王国の一体性は、この教皇のもとで辛うじて保たれていたともいえるのである。

教皇はまた、ロタール王国内の司教らによる教会会議の決定を否定し、自ら再審議にかかわった時点で、ロタール王国を継承する者は非嫡出子ユグではなく、ロタールの実兄ルイ皇帝たるべしとの意向を有していた。意向どおりの継承がおこなわれていたならば、フランク王国は少なくともヴェルダン条約締結時の状態を回復していたはずであるが、実際には二人の叔父が教皇の意向を無視して、甥の王国を分割所有してしまった⁶¹⁾。教皇庁の目論みはもろくも潰え去り、教皇の優位性も西側キリスト教世界の一体性も危ういものとなり、また皇帝を頂点としたフランク王国の一体性はもはや回復の見込みが立たないほどに弱められ破壊さ

れていく⁶²⁾。ロタールによる離婚訴訟は、こうした大きな歴史の流れのなかに飲み込まれ、翻弄されているうちに解決の方向を見失い、王国じたいの消滅という結果をまねいてしまったといえる。

注

- 1) ロタール生誕の年次は不明。ここでは Pierre Riché, *Les carolingiens. Une famille qui fit l'Europe*.1983. の記述に従った。なおこの書物には独訳(1987年)、英訳(1993年)がある。
- 2) Regino Chronik, *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte III*. 1975.S.188f. (以下『レギノ年代記』と表記)。フークベルトはこの実妹の婚姻を通じて義弟となったロタールから、スイスのユラ山系とサン・ベルナル・アルプス越路間にある国境地域の太公職を委ねられている(855年)。なお年代記が史料としてもつ意味については、橋口倫介「中世の年代記—その著作意図をめぐって—」『中世の歴史観と歴史記述』(創文社, 1986年)所収、参照のこと。
- 3) 『レギノ年代記』S.192f. 離婚を思い立った年次については *Annales Bertiniani, Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte II*. 1972. (以下『ベルティニアヌス年代記』と表記)に従った。なおヴァルトラーダは、モーセル地方の貴族の家柄に出自すると推定されているが、詳細は不明。『レギノ年代記』によれば、ヴァルトラーダには本文後段にでてくるケルンの司教グンターなる小父がいた。同年代記には、また、ロタールがまだ若く父王の王宮にあったときに、この女性に手をつけたのち側女にしたとある。さらに同年代記は、二人の関係を“*concupinatus*”と表現しており、現代的に理解すれば「内縁関係」ということになるが、歴史民俗学や社会史の研究者は二人を「フリーデル婚」と呼ばれる恋愛関係にあったとしている。フリーデル婚については、ジョルジュ・デュビー(篠原勝英訳)『中世の結婚—騎士・女性・司祭—』新評論, 1984年, 76頁以下参照。要するに若い男女が恋愛関係から事実上の夫婦関係にはいる場合の婚姻形態であり、これが両家の正式な婚姻(ムント婚)関係にいたる場合もあったと考えられる。ヴァルトラーダはまた、ロタールとのあいだに第二子ベルタなる女兒をもうけている。後述注(38)参照。
- 4) 近親結婚の禁止については、『バイエルン部族法典』(世良晃志郎訳, 創文社)の第7章の1項参照。カー
- ル大帝は802年の勅令において「司教, 司祭が住民の長老とともに, 当事者たちの血族関係を入念に調べる前に, 夫婦の交わりをもち, 近親相姦的な結婚によって自らを汚す俗人がいる」ことに警告を発している(MG. Capit., Nr. 33, C.35)。しかし, ロタールの本件訴訟は, 妃が結婚以前に実の兄と肉体的関係があったとする嫌疑に発するものであり, 近親結婚そのものとは意味合いがいささか異なる。
- 5) 『レギノ年代記』S. 214.
- 6) Böhmer, J. F., *Regesta imperii, Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751 - 918*. bearbeitet von Mühlbacher, E., Nachdruck 1966. (以下ではBM2. と略記); Migne, *Patrologie Latine* 125, *De divortio Lotharii regis et Tetbergae reginae*, col. 568. etc. なおヒンクマールの「離婚論」は, 1992年に Letha Böhringer の編纂により MGH. *Leges, Concilia* 4 *Supplementum I*. として新たに刊行された。
- 7) *De divortio Lotharii*, col. 659. 但し「離婚論」の発表年次は860年と推定されている。
- 8) 『ベルティニアヌス年代記』S. 97. ロタールの離婚問題の経緯の概略は, C. Brühl, *Hinkmarians 2: Hinkmar im Widerstreit von Kanonischem Recht und Politik. Ehefragen*, DA. 20 (1964), SS. 55-77; Th. Schieffer, *Eheschließung und Ehescheidung im Hause der karolingischen Kaiser und Könige*, in: *Theologisch - praktische Quartalschrift*, 116. Jg. (1968). ; Peter R. McKeon, *The Politics of Divorce and the Seizure of Lotharingia, 857 - 69*, *Hincmar of Laon and Carolingian Politics* (1978). ; E.Hlawitschka, *Vom Frankenreich zur Formierung der europäischen Staaten- und Völkergemeinschaft 840-1046*. (1986), S. 27, 80,85. ロベール・フォルツ(大島誠編訳)『シャルルマーニュの戴冠』(白水社, 1986年)195頁以下, およびジョルジュ・デュビー(杉村和子・志賀亮一訳)『女の歴史II 中世1』(藤原書店, 1994年)295頁以下, において知ることができる。
- 9) BM2. S. 526f.
- 10) 『レギノ年代記』S.192ff.
- 11) 『レギノ年代記』には開催地はメッツとある(S. 194, Anm. 26.)が, 他の史料からアーヘンであったことが判明している。
- 12) 『ベルティニアヌス年代記』には自白を強要されたとあり, 『レギノ年代記』には「彼女自身の口から

- でた自白によって公けの判決をえた」とある。
- 13) 『ベルティニアヌス年代記』 S. 102f., 『レギノ年代記』 p. 194.
 - 14) *Annales Xantenses, Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte II.* 1972. (以下『クサンテン年代記』と表記) S. 353.
 - 15) 『レギノ年代記』 S. 194f.
 - 16) 『ベルティニアヌス年代記』 S. 114f.
 - 17) BM2. S. 540.
 - 18) 『ベルティニアヌス年代記』 S.117., 『レギノ年代記』 S.196. なお使節の名前は、『レギノ年代記』では Rodoald と Hagano となっている。ふたりはローマ帰着後、ロタルの王国にはカノン法に精通した司教はいないと教皇宛てに報告しているが、やがて収賄の容疑で教会会議に召集され、罰せられて位階を剝脱された。教皇ニコラウスはここではキリスト教世界の最上位の裁定者としてふるまっている。
 - 19) 『ベルティニアヌス年代記』 S. 120f.
 - 20) 『ベルティニアヌス年代記』 S. 136ff.
 - 21) 『クサンテン年代記』(S. 356) の記述によれば、フークベルトはこの戦闘以前にすでに教会から破門をうけている。フークベルトが殺害されたのちも、ティートベルガはシャルルの保護のもとにあった。
 - 22) 『ベルティニアヌス年代記』 S.144f. 『レギノ年代記』 S.200. なお *Annales Fuldenses, Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte III.* 1975. (以下『フルダ年代記』と表記) S. 68f. にも、教皇使節アルセニウスがロタルの主要な家臣12人におこなわせた誓約 “*duodecim ex optimatibus eiusdem regis iuramento firmare coegit.*” について述べられている。この12人の有力者はロタルがティートベルガを王妃として扱うことについての連帯責任を負わされている。教会におけるかゝる宣誓については、佐藤専次「西欧中世初期における教会と宣誓」『立命館文学』534号, 1994年, を参照のこと。
 - 23) ヴァルトラーダはローマを目前にして市に入ることを拒み、パヴィアからガリアに戻ってしまったとする解釈もある。BM2. S. 545.
 - 24) 『レギノ年代記』 S. 202f., 206.
 - 25) 863年のローマの聖ペトルス教会での審理, 865年の宣誓を指している。
 - 26) 『レギノ年代記』 S. 204. 姦通罪云々について教皇は、まったくの偽り、中傷以外のなにものでもなく、ティートベルガは婚姻を破滅させるような女性ではない、ときっぱり言い切っている。
 - 27) 『レギノ年代記』 S. 208f. BM2. S. 548f. この書状が書かれたのは 867年初頭のことと推測されている。
 - 28) BM2. S. 551.
 - 29) BM2. S. 550.
 - 30) BM2. S. 552.
 - 31) 『ベルティニアヌス年代記』 S. 172.
 - 32) 『ベルティニアヌス年代記』 S. 188f. このイタリア行きにはティートベルガを伴ったとある。
 - 33) なお、この聖餐=聖体拝領を神盟裁判のひとつ「聖餐審査」と捉える研究者もいる。
 - 34) 『クサンテン年代記』 S.364. 聖書の一節には「復讐は私のすることである。私自身が報復する」(ローマ人への手紙12章の19) とある。当年代記はまた、ロタルの急死に「復讐者(ulto)」の存在を暗示する記述をおこなっているが、それは非業の死をとげたフークベルトの怨念やティートベルガの恨みをもつてのことであろう。
 - 35) 『ベルティニアヌス年代記』 S. 204.
 - 36) ルイはロタル王国内に封建的な家臣をほとんどもっておらず、このことが積極的な継承権の主張にいたらなかった理由であるとする、ピエール・リシェの見解もある。P. Riché, *The Carolingiens*, p. 198.
 - 37) 875年にルイ二世が男子を遺さずにこの世を去ると、シャルル禿頭王はイタリアに入って皇帝位についた。禿頭王はすでに870年、ティートベルガの姪にあたる Richildis と再婚しており、またこの女性の兄プロヴァンスのボソは、ルイ二世の王女エルメンガルトと結婚している。ティートベルガ-ボソ一族の権勢がいかに大きかったかは、こうしたことから推測されよう。E. Hlawitschka, *Franken, Alemannen, Bayern und Burgunder in Oberitalien (774 - 962)*, 1960, S. 158ff.
 - 38) P. Riché, *The Carolingiens*, p. 218. ユーグの没年は895年。なお妹のベルタは、アルルのテオバルトなる貴族と結婚して男子一人をもうけ、夫の死後トスカナの辺境伯アダルベルト二世と再婚している。こ

の男子はベルタの兄と同名のユークと名付けられ、のちにプロヴァンスの太公を経てイタリアの王となっている。

- 39) 現代の訴訟法にあっては、原告ないしは検察側に被告・被疑者の有罪証明の責任があり、物証や証人の証言・状況証拠など、あらゆる手段を駆使して証明がなされねばならず、それに失敗した場合、「疑わしきは被告人の利益に」とされ、無罪が確定する。
- 40) 文書にたいする不信感は、識字率が低く、聖職者などごく限られた階層の人々のみが読み書きの能力を独占していた時代の、特殊な状況に由来するものであろう。国王が特許・特権状として発給した国王証書も、教会や修道院宛てにおこなわれた寄進文書、あるいは私人間でなされた売買、交換や貸与を記した私証書も、大半が聖職者によって記された。契約内容が正確かつ公平に記されていることを保証する、ひとつの方策として、どの文書にも文書作成者としての書記の名前が記されている。それにもかかわらず、俗人の有力者や一般の庶民がそうした書き付けを仮にもっていたとしても、そこに書かれている内容を読解できないのが通例であった。証書の書き手たる聖職者は、己れの属する教会や修道院の利益となるような配慮を加えたり、偽文書の作成もさかんに行なっていたため、多くの人が書証に疑念を表明している。こうした傾向は、ローマ帝国が崩壊したあとのフランク時代のガリアの地において既にみられたことであり、その後の長い中世の時代をとおして口頭の証言に決定的な重きが置かれていたのも、このためである。Harry Bresslau, *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien* (1958-60) pp. 635-738.
- 41) 久保正幡訳『サリカ法典』(創文社)14章の2「praeceptum, 証書」参照のこと。ただし『リプアリア法典』(久保正幡訳, 創文社)では、法律行為における証書の使用規定は増えている-37章の1, 48章, 57章の1, 58章, 59章, 60章, 61章の1, 67章など-。
- 42) 拙稿「フランク時代の裁判風景(1) - 職権的証人 訊問と判決発見人-」『大妻女子大学紀要 社会情報学研究』2号, 1994年
- 43) ヒンクマルは「罪なきことに疑いをかけられて適切な証人がいない場合は、宣誓または神判によって疑いを晴らさなければならない」と述べている。De divortio, col. 670. R. Bartlett, *Trial by Fire and Water. The Medieval Judicial Ordeal*. 1986. バートレット(竜崎喜助訳)『中世の神判-火審・水審・決闘-』(尚学社, 1993年)。なお神判についての史学史的の研究に、赤阪俊一「ヨーロッパにおける神判研究史」『西洋史研究』(171号, 1993年)がある。
- 44) Colman, Rebecca V., Reason and Unreason in Early Medieval Law, *Jornal of Interdisciplinary History*, 4, 1974, pp. 571-591.
- 45) Pactus legis Salicae. Hrsg. v. K. A. Eckhardt, *Germanenrechte, Texte und Übersetzungen, Bd. 1, Die Gesetze des Merowingerreiches 481-712*, 1935, Extravagantes Legis Salicae 14-2, 16-4a, Novellae Legis Salicae 16. これらの条項では「被告が宣誓補助人を見出せない場合」「証拠が確かでない場合」「証人が偽りの証言をなした場合」には、釜搦みないしは熱湯審に移行するとされている。『リプアリア法典』31章の5参照。
- 46) MG. Capit., II. S. 345. 神判について規定している勅令には、このほかに Nr. 39, c. 10 (779年)-ヘリスタル勅令 ; Nr. 59, c. 5 (803年)-付加勅令 ; Nr. 69, c. 1 (809年)-アーヘン勅令がある。
- 47) *Ordenes iudiciorum Dei, Formulae merovingici et karolini aevi*, ed. Zeumer, S. 608.
- 48) *Ordenes iudiciorum Dei*, SS. 608-613
- 49) Hinkmar, De divortio, 623-772 ; col. 659, 664. 熱湯審をふくむ神判については、モンテスキュー(野田良之ほか訳)『法の精神 下』(岩波書店, 1988年)28編の17章, 18章参照。神判の比較史的研究としては、時野谷 滋「盟神探湯の問題」「盟神探湯の基礎的考察」『飛鳥奈良時代の基礎的研究』(国書刊行会, 1990年)所収, がある。
- 50) 前段にあったように、法廷における決闘審を、教皇ニコラウスは「神の法に反する」としていた。前注(20)参照。山内進「中世ヨーロッパの決闘裁判-当事者主義の原風景-」『一橋論叢』105巻の1, 1991年, 参照。
- 51) 彼の「ゴンドバルド法駁論 Adversus Legem Gondobaldi」は、神盟裁判や法廷決闘のような迷信

の名残とみられる法慣習の廃絶に向けられていた。アゴバルドゥス「神の判決について」『中世思想原典集成 6』(平凡社, 1992年所収) 参照のこと。J. プウサール(井上泰男訳)『シャルルマーニュの時代』(平凡社, 1973年) 189頁以下参照。マインツ大司教ラバヌス・マウルス(856年没)や教皇ステファヌス5世も決闘審にたいして、それが俗人同士の紛争決着法にすぎないこと、無実の者が敗けて有罪とされることがあること、神の裁きは人間にははかり知れない秘められたものであること、などを理由に批判している。

- 52) Max Conrat, *Breviarium Alaricianum. Römisches Recht im fränkischen Reich in systematischer Darstellung.* 1903, Neudruck 1963, SS. 115-131. マックス・カーザー(柴田光蔵訳)『ローマ私法概説』(創文社, 1979年) 464頁以下参照。
- 53) タキトゥス(田中秀央・泉井久之助訳)『ゲルマニア』(岩波文庫) 19章参照。
- 54) *Lex Gundobada, §34, c.1-4, Gesetze der Burgunden. Germanenrechte Texte und Übersetzungen, Bd. 10,* 1936.
- 55) オーギュスタン・ティエリ(小島輝正訳)『メロヴィング王朝史話 上下』(岩波文庫, 1992年) 参照。
- 56) *MG. Capit., Nr. 14* (755年)。『女の歴史 II 中世 1』295頁では、「ピピンはこれによって貴族の諸家が婚姻関係の網の目を拡大するのを防ごうとした」との、興味ある叙述がみられる。
- 57) *MG. Capit., Nr. 196* (829年) ルイ敬虔帝のもとで開催された教会会議において、参集した聖職者によって、俗人の結婚について八項目の要項が示された。そのうち本件に関わりのある条項だけを選びだすと、「4 妻のある男性は別の内縁関係をもってはならな

い」 「7 主の御言葉にあるように、姦淫以外の理由で妻を離縁してはならず、それ以外の場合は容赦せねばならない。また、姦淫ゆえに妻を離縁した場合でも、別の婦人を娶るならば、主の宣告にしたがって、姦夫と見做される」 「8 キリスト教徒は近親相姦を避けねばならない」

- 58) Migne, PL. 89, *Dicta Pirmini, 1037.* ピエール・リシェ(岩村清太訳)『中世の生活文化誌—カロリング期の生活世界—』東洋館出版社, 1992年, 67頁以下参照。[] 内は筆者による。
- 59) そもそも教会会議は、ビピン短躬王時代のヴェルヌイユ公会議(*Concilium*) 決議第4条にあるように、年に二回開催され、第一の会議は国王の命令した場所で、第二の会議は司教たちが合意した場所で、大司教、司教、修道院長、司祭たちが出席すべきものとされている(*MG. Capit., I. Nr. 14, c. 4*)。教会会議はまた、元来分国単位で開催されるべきものではなく、たとえば859年に開催されたメッツのそれには、西フランク、ロタール王国の司教らが参加しており、また、ロタールの離婚問題を討議すべきそれについても教皇は禿頭王とドイツ人王の王国の司教らの参加を求めている(*BM2. S. 539*)。
- 60) M. バコー(坂口・鷲見訳)『テオクラシー—中世の教会と権力—』(創文社, 1985年) 第2章参照。
- 61) そればかりか、シャルル禿頭王は、875年にルイが死去するとイタリアに急行し、皇帝位についたが、これはときの教皇ヨハネス八世の意向にそったものであった。
- 62) ドイツ人王が死去すると、この王国も王子たちによって三等分されてしまう。

Scenes of Trial in the Frankish Kingdom (2)

—The Lawsuit for Divorce by King Lothar and the Destruction of his Kingdom—

YOSHINOBU MORI*

**School of Social Informations Studies, Otsuma Women's University*

Abstract

Lothar II, king of Lotharingia, wished to divorce his queen Theutberga and marry again with his cherished mistress Waldrada. Because the queen had no children, but the mistress bore king's son Hugh. In disregard of the prohibition by the church, Lothar wedded Waldrada, in order to legitimate his only prospective heir. The king accused Theutberga of having had incestuous relations with her brother Hucbert. She proved her innocence as a result of ordeal by hot water. But Lothar ignored the result and had justice of his cause ratified by a synod of Lotharingian bishops. Taking on the judgement of this synod, Lothar married Waldrada and crowned her queen.

Hincmar of Reims argued the case in the name of christian morality and opposed this divorce. Pope Nicholas I devoted himself to affirming his apostolic authority and prerogative. In 862 the Pope sent two delegates with instructions to convene a synod at Metz, in order to rehear Lothar's case in the presence of the bishops of France, Germany and Provence. Lothar bought off the papal legates, but the Pope judged the synod's decision as invalid by having disposed the legates and having excommunicated two archbishops of Lothar's kingdom. The Pope again sent Arsenius, bishop of Orte, who required Lothar to reunite with Theutberga and to break off with his mistress. The king complied with the papal request, but soon he broke his promise by keeping the favorite mistress. The Pope excommunicated Waldrada, and gave a warning of excommunication against Lothar. Thus Nicholas I set himself up as the Chief Justice of the Christian world and was regarded as "the first theocrat".

When the Pope died in 869 and Lothar then journeyed to Italy in an effort to solve the situation in concert with the new Pope Hadrian II. By falsely claiming to have left his mistress, Lothar gained admission to Communion. Unexpectedly he died from an attack of malaria.

The Pope had wished that Emperor Louis of Italy, the elder brother of Lothar, should inherit the Lothar - kingdom. However the two uncles, Charles the Bald and Louis the German, both plotted against him, and soon divided and possessed this kingdom.

In the papal opinion, the Christian world of western Europe should be one under the Pope and the Frankish kingdom should also be under the emperor. But the disunion was final in the result of the lawsuit of this divorce.

Key Words (キーワード)

Frankish Kingdom (フランク王国), lawsuit for divorce (離婚訴訟), Lothar II (ロタール二世), Thietberga (ティートベルガ), Waldrada (ヴァルトラーダ), Synod (教会会議), Pope Nicholas I (教皇ニコラウス一世), ordeal by hot water (熱湯審)